

金沢美術工芸大学特別外国人留学生に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、金沢美術工芸大学外国人留学生に関する規程(平成 22 年規程第 43 号。以下「外国人留学生規程」という。)第 2 条第 2 号に規定する外国人で留学を希望する者(以下「特別外国人留学生(Fellowships Student)」という。)について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 前条の特別外国人留学生は、単位の修得を目的とせず、在学期間 1 年未満で、公的な機関から奨学金を貸与され、研修又は研究を目的とする者をいう。

(入学の許可)

第 3 条 特別外国人留学生の入学は、関係する専攻及び関係する会議において審査し、教授会の議を経て、学長が許可する。

(入学金及び授業料)

第 4 条 特別外国人留学生の入学金及び授業料並びに徴収方法等については、金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程(平成 22 年規程第 56 号)を準用し次のとおりとする。ただし、大学間協定等により入学する留学生の授業料等については、当該協定等の定めに従うものとする。

(1) 入学金 科目等履修生に準ずる。

(2) 授業料 次の計算式により履修機関分を、入学を許可した日から起算して 14 日以内で理事長の定める日までに、その全額を徴収するものとする。

$$\text{科目等履修生 1 単位にかかる年額} \times 12 \text{ 単位} \times \frac{\text{履修期間 (月)}}{12 \text{ か月}}$$

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。